

# 岐阜県消防操法大会審査員統一事項（ポンプ車）

（平成27年3月16日現在）

## I 行動審査

操法実施要領について、審査員の取り決め事項を次のとおり統一する。

（【 】は、該当する審査項目を示す）

（文中の 指は指揮者、①は一番員、②は二番員、③は三番員、④は四番員）

### 1. 共通

(1) 任務分担外の操作はしない。③と吸管補助員は要注意。

【任務分担外操作】

(2) 審査項目の「その他【任務分担外操作】、【転倒】、【踏みつけ・落下・けとぼし・引きずり等】、【機関監視不適】、【経路不適】」は、それ以外の審査項目と重複して減点できる。

(3) 集合時に②が集合線から出た場合、他の番員は線上または②にならなければ②以外の番員は減点なし。（ただし総合で評価する。）【整列不整一】

(4) ホースの延長、伝達要領等は、ホースからおおむね1メートル以内をホースに沿って進む。【伝達要領不適】、【ホース延長要領不適】、【とび口搬送要領不適】

(5) 伝達（合図）と復唱が重複した場合は、重複した番員の減点。  
【復唱の不明確、誤り】、【伝達受領の不明確、誤り】、【受達不適】

(6) 服装点検時の集合線上での足位置の補正は多少のことは認める。  
【服装点検不適】

### 2. 指揮者

(1) （開始報告）【報告の不明確、誤り】は、5メートルの報告位置

及び報告要領を含む。

- (2) (想定)【指揮位置の不適】は、開始報告から戻った集合指揮位置。
- (3) (第1線延長)【指揮位置の不適】は、操作指揮位置へ移動する要領を含む。
- (4) ( // )【監視不適】は、要領を含む。また火点監視、行動監視、「伝達終わり」の合図後の火点監視の三点の監視が必要。
- (5) (第2線延長)【号令の不明確、誤り】は、要領を含む。
- (6) (放水中止)【号令の不明確、誤り】は、要領を含む。
- (7) ( // )【監視不適(火点)】は、要領を含む。また、行動監視、とび口をたてた確認、火点監視の三点の監視が必要。
- (8) (収納)【号令の不明確、誤り】に要領を含む。
- (9) ( // )【確認不適】ここでの確認は「おさめ」の号令後の監視、①②が筒先を背おうのを確認及び集合指揮位置停止後の監視の三点を対象とする。また、進行方向に発進する要領を含む。
- (10) (終了報告)【不明確、誤り】は、報告要領及び集合指揮位置不適を含む。
- (11) (解散)【号令の不明確、誤り】は、敬礼などの要領を含む。
- (12) 行動審査の頭を振る動作は、号令後の動作を審査対象とする。  
【監視、確認不適】

### 3. 1、2、3番員共通

- (1) 金具の音は多少のことは認める。【落下】
- (2) ホースの引きずりは金具部分が移動した場合。【引きずり】
- (3) 筒先・ホースの結合は1回で行う【結合要領不適】
- (4) ホース展張は左右50センチ程度を許容範囲とする。【ホース展張要領】

### 4. 1、2番員共通

- (1) (放水中止)【排水操作不適】は、排水要領と筒先をたてる要領

をいう。

- (2) ①②「放水始め」の合図は、②③が第三結合部で姿勢を正した後とする。【合図の不明確】
- (3) ①②余裕ホースは、多少のねじれは許容範囲とする。(後方におおむね1メートルの注水補助場所(直線)がない場合は減点とする。)【余裕ホース確保不適】
- (4) 放水時の筒先位置は放水停止線から後方10センチまでは許容範囲。【筒先位置不適(停止線無視)】
- (5) ①②【注水姿勢不安定】は、右手が腰から離れたり足が動く場合及び放水が1メートル以上ぶれる場合に減点する。

## 5.2 番員

- (1) (第1線延長)【復唱の不明確、誤り】は、「放水始め」の復唱を対象とする。復唱後、回れ右をして発進してから伝達の右手を下ろすまでを【伝達要領不適(始め)】とする。その後、回れ右をして発進し「伝達終わり」と合図するまでを【伝達要領不適(終わり)】とする。
- (2) ( // )【合図の不明確、誤り】は、「放水始め」と「伝達終わり」の合図を対象とし、要領は【伝達要領不適】とする。

## 6.2.3 番員共通

- (1) 第1ホース延長時に余裕ホースを引いた場合は、【余裕ホース確保不適】でも減点する。ポンプ結合部まで引っ張った場合は、【引きずり】を追加する。【第1ホース延長要領不適】
- (2) 【第1ホース延長要領不適】と【第2ホース搬送要領不適】は重複する部分があるので、該当項目で減点する。
- (3) ②③が伝達で④に伝達できない場合は、②③の減点。【伝達要領不適】
- (4) ②③が「注水部署(反対側一步後方)」をとれない場合は、ホー

スを修正し筒先員の後方に伝達位置をつくる。(総合審査は状況により判断する。)【伝達要領不適】

- (5) ②③が注水部署(反対側一步後方)にいたる時に、部署確保のためにホースを移動したため放水がぶれた場合は、筒先員の減点となる。【①②注水姿勢不安定】
- (6) 注水部署の一步後方とは、筒先員の右足かかとから要員の右足(つま先からかかと)とする。【伝令要領不適(終わり)】
- (7) 注水補助の手は、ホースに触れる程度でよい。【注水補助不適】
- (8) ホース展張時に折っておいたオス金具が、折り反って地面に落ちた場合は【落下】と併せて減点する。【展張要領不適】

### 7.3 番員

- (1) (第1線延長)【控綱結着不適】は、吸管投入後～結着までの要領を含む。
- (2) (     //     )【枕木取付け不適】は、結着後～バンド取付けまでの要領。
- (3) (第2線延長)【復唱の不明確、誤り】は、「第2線放水始め」の復唱を対象とする。復唱後、回れ右をして発進してから伝達の右手を下ろすまでを【伝達要領不適(始め)】とする。その後、回れ右をして発進し「伝達終わり」と合図するまでを【伝達要領不適(終わり)】とする。
- (4) (     //     )【合図の不明確、誤り】は、「第2線放水始め」と「伝達終わり」の合図を対象とし、要領は【伝達要領不適】とする。
- (5) (放水中止)【伝達要領不適(水利側)】は、「よし」の合図後、とび口をその場に置く～右手を下ろすまでの要領とし、伝達線外伝達を含む。
- (6) ③移動経路は要領の図に示されたとおり。(第二結合部付近、火点余裕ホース後部付近)【経路不適】
- (7) ③とび口の操作は両手で行う。【とび口搬送要領不適】、【とび

- 口姿勢不適】、【伝達要領不適（水利側・火点側）】、【とび口収納不適】
- (8) ③の破壊地点は、①の左足つま先（放水停止線）を基準とする。  
（①が停止線を出た場合を除く）左足の誤差は10センチまでとする。【とび口位置不適】
- (9) 放水中止の伝達後、とび口を右足際に立てて姿勢を正す位置は①②の右足かかとを結ぶ線上の中間地点である。【伝達要領不適（火点側）】

### 8.3、4 番員共通

- (1) ③④吸管伸張時に吸管が地面についた場合は、【落下】も減点する。【吸管伸張操作不適】
- (2) ③④吸管伸張後、吸管をその場に置くときの音は、舗装面の場合には多少のことは認める。【吸管伸張操作不適】

### 9.4 番員

- (1) （第1線延長）【吸管伸張操作不適】は、ストレーナー付近の吸管を渡す～吸管中央部にいたる要領。
- (2) （     "     ）【揚水操作不適（機関運用）】は、投入補助後、吸口方向に向きを変えて発進してから揚水操作を行う（姿勢を正すを含む）までの要領。
- (3) （     "     ）【放水開始の受達不適】は、送水要領を含む。
- (4) （第2線延長）【余裕ホース配意不適】は、筒先を渡した後、右に向きを変えて発進～ホース配意～伝達を待つまでの要領。
- (5) （     "     ）【放水開始の受達不適】は、送水要領を含む。
- (6) （     "     ）【移動時機不適】は、要領を含む。
- (7) （放水中止）【放水中止の受達不適】は、右手を下ろすまで。
- (8) （     "     ）【放水停止要領不適】は、第1放口側へ左足を一步踏み出すところから姿勢を正すまで。
- (9) （     "     ）【移動時機不適】は、要領を含む。

- (10) (収納)【右、左第1ホース離脱不適】は、下車～集合線に集まる要領。
- (11) 余裕ホース配意時にホースのよじれ等を修正してはならない。ただし、第1結合部から伝令停止線までは可とする。よじれ等を修正した場合は【任務分担外操作】でも減点。また、金具が動けば【引きずり】も追加する。【余裕ホース配意不適】
- (12) 送水時のホース金具が50センチを超えて動いた場合は減点する。また、1メートルを超えて動く場合は【引きずり】も併せて減点する。【放水開始の受達不適】この場合、総合審査は結合部の動きの大きさを判断する。
- (13) 標的を倒した後は圧力を下げてはいけない。【放水開始の受達不適】ただし、ノズル閉止時に規定圧力以上となった場合、スロットル操作で調整しなければ【放水停止要領不適】を、また、機関監視していないとみなし【機関監視不適】も減点する。
- (14) 【機関監視不適】は、揚水操作、送水操作、放水停止の他、要領には明記されていないが、ノズル閉止時を含め6回の確認が該当する。
- (15) 放水中止で、第2放口の放口コックを閉じ姿勢を正す前に③の「伝達終わり」の合図があった場合、操作遅延として減点する。【放水停止要領不適】また、総合審査は③と④の連携を注視して評価する。

## 10. 吸管補助員

- (1) 吸管補助員は操法開始時と終了時は水槽の後方に位置し、㊦の「操作始め」以後、移動可とする。これに反しても減点しないが、注意する。
- (2) 吸管補助員は、③の枕木取付け時には手を明確に離す。また、控え綱には触れない。これに反した場合は、各操作の当該番員の【任務分担外操作】で減点する。

## II 総合審査員の留意事項

総合審査員は、離れた位置から全体を見るため番員行動の詳細はチェックできない（例えば、集合線上の判定）が、操法要領をよく理解して番員の行動要領で不適があれば得点から減点する。

特に、操作要領の長い項目（例えば、揚水操作（機関運用）、放水開始受達、排水操作）、連係動作の乱れ、大きな操作誤り、ホースラインの乱れ及び注水技術等は、行動審査員の減点には限界があるので、総合審査員が判断する。

## III 行動審査員の留意事項

- (1) 同じ減点項目での減点は1回に限る。それを理由に他の項目で減点しない。
- (2) 番員の操作を確認できる位置まで移動すること。  
(遠目での確認は疑惑の元)
- (3) 審査表の器具愛護に係る減点は、該当項目（踏みつけ、落下、蹴飛ばし、引きずり等）を丸で囲む。

## IV 器具等の取り決め事項

### (1) 器具配置

ポンプ配置担当が次項を確認する。

- 1 ホース配置
  - ・ホース間隔は10センチまでとする。極力均等間隔で積載するものとし、6本を積載できない場合も同様とする。
  - ・ステップから30センチ以上離れていれば板等で床面を作ってもよい。板の高さはホースカー用レール等障害物を考慮し必要最小限の高さとする。

- 2 とび口 とび先は下方。
- 3 筒先 止め金具はどちらでもよい。
- 4 枕木 ステップ右側の位置（要領の図参照）

(2) 水槽位置

ポンプ配置担当が架設枠（前・後）の位置を確認する。  
（5.2メートル、6.5メートル、7.5メートル）